

奈良県教育委員会告示第二十一号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を奈良県指定史跡に指定する。

平成二十九年二月十四日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

名 称	所有者・住所	地 域
西田中瓦窯	大和郡山市 大和郡山市北郡山町二四八番地四	大和郡山市西田中町二六一番一、 二六六番七 右の地域の間の里道を含む
飯降薬師の磨崖仏	向渕自治会 西出上垣内 宇陀市室生向渕	別図の通り 備考 別図は省略し奈良県教育委員会及び宇陀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する（参考図参照）

史跡 飯降薬師の磨崖仏 指定地域参考図

